

調査の概要

● 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

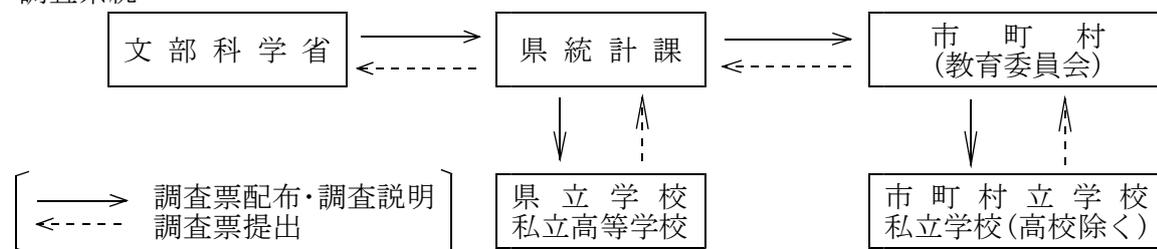
● 調査の期日 ----- 毎年5月1日

● 調査の方法

1 調査の種類と報告義務者・作成者

- ① 学校調査票 ----- 学校の長
- ② 学校通信教育調査票 ----- 通信制課程を置く高等学校の長
- ③ 卒業後の状況調査票 ----- 学校の長
- ④ 学校施設調査票 ----- 公立の専修学校の長、私立学校の設置者
- ⑤ 不就学学齢児童生徒調査票 ----- 市町村教育委員会

2 調査系統



● 調査の範囲

- 1 学校調査 ----- 公・私立の幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（通信制課程のみを置く高等学校を除く。）、特別支援学校、専修学校及び各種学校
- 2 学校通信教育調査 ----- 通信制課程を置く高等学校
- 3 卒業後の状況調査 ----- 公・私立の中学校と高等学校及び特別支援学校の中学部と高等部の前年度の卒業生。ただし、高等学校、特別支援学校の高等部にあつては前々年度以前の卒業生で、大学（学部）・短期大学（本科）に入学を志願した者を含む。
- 4 学校施設調査 ----- 公・私立の幼保連携型認定子ども園、私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校（通信制課程のみを置く高等学校含む）・特別支援学校、公・私立の専修学校及び各種学校
- 5 不就学学齢児童生徒調査 ----- 不就学の学齢児童及び学齢生徒

● 調査事項

学校教育法第1条に規定する学校、公・私立の幼保連携認定こども園、専修学校及び各種学校における学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況等